

HAND BOOK FOR INTERNATIONAL STUDENTS



2025

留学生
ガイドブック
2025

目次

1. 入学前に必要な手続き	(1) 海外から日本に来る場合 ……P.2 (2) すでに日本に入国している場合 ……P.2
2. 入学後に必要な手続き	(1) 住民登録 ……P.3 (2) 国民健康保険の加入 ……P.3 (3) 国民年金の加入 ……P.3 (4) マイナンバー ……P.4 (5) 印鑑の作成 ……P.4 (6) 銀行口座の開設 ……P.4
3. 甲南女子大学での手続き	(1) 学研災の加入 ……P.5 (2) 生協の加入 ……P.5 (3) 学生賠償責任保険の加入 ……P.5 (4) 在籍確認簿の記入 ……P.5
4. 在学中に必要な手続き	(1) 在留期間の更新 ……P.6 (2) アルバイトをするとき ……P.7 (3) 一時帰国・再入国するとき ……P.8 (4) 住所が変わるとき ……P.9
5. 宿舎について	……P.10
6. 日本語の授業について	……P.10
7. 病気・けが・緊急のとき	(1) 病気かなと思ったら… ……P.11 (2) 急病やけが・火災のとき ……P.12 (3) 時間外診療について ……P.12 (4) 緊急のとき ……P.13 (5) 災害が起こったとき ……P.13
8. 生活情報サイト	……P.14
9. 卒業後の進路	(1) 日本での就職 ……P.15 (2) 大学院への進学 ……P.16 (3) 就職活動の継続 ……P.16
10. 帰国するとき	(1) 生活上の手続き ……P.17 (2) 市・区役所などの手続き ……P.18 (3) 大学での手続き ……P.19 (4) 出国時の手続き ……P.19

1. 入学前に必要な手続き

(1) 海外から日本に来る場合

日本に来る前に、査証(VISA・ビザ)を取得しなければなりません。

🍀 手続き方法

- ① 甲南女子大学からみなさんに「在留資格認定証明書」をお送りします。
- ② パスポートや「在留資格認定証明書」等の必要書類を持って、自分の国にある日本大使館または領事館へ行き、「留学」ビザを申請します。国籍によって必要な書類が異なりますので、事前に在外公館(大使館・領事館)のホームページで必要な書類を確認してください。また、ビザをもらったら、有効期間をよく確認してください。

③ Visit Japan Web のアカウント作成・登録

入国に必要な手続き「入国審査」「税関申告」をウェブで行うことができるサービスです。

入国までにアカウントを作成し、必要な情報を入力してください。下記 URL からアカウントを作成できます。

<https://services.digital.go.jp/visit-japan-web/>



*ウェブサービスのみでアプリはありません。万が一不審なアプリをダウンロードしてしまった場合は速やかにアンインストールしてください。

- ④ 入国審査では、Visit Japan の二次元コード(スマートフォン等で表示)、ビザが貼ってあるパスポート、「在留資格認定証明書」が必要です。
- ⑤ 成田、羽田、中部、関西、新千歳、広島、福岡空港から入国した場合、パスポートに上陸許可のシール貼られ、在留カードが交付されます。滞在期間を確認しておいてください。そのほかの空港から入国した場合は、後日、住居地の役所で住民登録をしたあと、登録した住所に地方出入国在留管理局から郵送で届きます。

在留カードは外出するときは常に携帯しなければなりません。携帯しなかった場合、20万円以下の罰金に処されます。在留カードが未発行の期間は、外出時には常にパスポートを携帯してください。



(2) すでに日本に入国している場合

日本語学校などに通っていて、在留資格「留学」を持っている方は、ビザの切り替えは必要ありません。ただし、期間内に「在留期間更新許可」の申請を行います。詳しくは、6.(1)を参照してください。

2. 入学後に必要な手続き

(1) 住民登録

来日後、14 日以内に、住んでいる市区町村役場で住居地を届け出なければなりません。
(住所・部屋番号を記載する必要があります。)神戸市東灘区に住む学生は、東灘区役所で手続きをします。

必要なもの

- ・ パスポート
- ・ 在留カード
- ・ 住民票発行手数料 300 円

届出の後、「住民票」を発行してもらい、国際交流課に提出してください。

(2) 国民健康保険の加入



日本に3か月以上滞在する外国人留学生は、国民健康保険に加入しなければなりません。住民登録を行った後、同じ役所で手続きができます。国民健康保険は、安心して医療を受けるための制度です。決められた保険料を払うことで、病気やけがなどで診療を受けた場合、医療費の自己負担額が約3割になります(保険診療対象の場合に限ります)。

病院を受診するときは、受付で「資格確認書」または「マイナ保険証」の提示が必要です。

保険適用外の診療

- ・ 妊娠、出産
 - ・ 入院時の差額ベッド代
 - ・ 健康診断
 - ・ 予防注射
- など

(3) 国民年金の加入

国民年金は、毎月保険料を払うことで、年を取ったときのほか、障害を負ったりしたときに、お金を受け取ることができる仕組みです。日本に住む20歳から59歳までの人は国民年金に加入する必要があります。ただし、学生は保険料支払いが免除される「学生納付特例制度」がありますので、国民年金の加入手続き時に申し出てください。審査結果の通知が郵便で届く前に納付書が届きますが、審査結果が届くまで支払いをしないでください。免除が許可されたときは、保険料を支払う必要はありません。

(4) マイナンバー

マイナンバーとは、税・社会保障・災害対策で、個人情報を管理するための12ケタの番号です。日本国内に住民票のある一人ひとりに割り当てられます。



住民登録が終わると、数週間後にマイナンバーを通知する「個人番号通知書」が簡易書留郵便で届きます。アルバイトをするときや、引っ越し、帰国時の区役所での手続きなどで必要になりますので、帰国まで、大切に保管してください。また、他人に悪用されないよう番号の管理に注意してください。

通知書と一緒に届いた申請書で「マイナンバーカード」を作ることができます。

マイナンバーカードは証明書として利用できるほか、健康保険証（マイナ保険証）としても利用できます。詳しくは、下記 URL で確認してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/hpsv/wpmng/assets/pdf/download/pamphlet-jp.pdf>



(5) 印鑑の作成

銀行口座の開設や役所などでの手続き、本学で奨学金を受け取る時などに必要です。大きさは12.0mm～15.0mm が一般的です。シャチハタのネーム印（スタンプタイプのもの）は銀行口座の開設には使えないので注意しましょう。街のハンコ屋のほか、インターネットでも作成・購入ができます。

(6) 銀行口座の開設

生活費を管理したり、奨学金を受け取ったりするために日本で銀行口座を開くことをお勧めします。銀行によって、必要な書類が異なります。詳しくは、直接、銀行に問い合わせてください。

(日本の代表的な銀行)： ゆうちょ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行など



3. 甲南女子大学での手続き

(1) 学研災の加入

学生教育研究災害傷害保険「学研災」は、国内外において授業中や、学校行事中、通学中、学校施設内にいる間、課外活動(クラブ活動)中の事故により、傷害を負った場合の災害補償制度です。本学では、万一の場合に備えて学生全員が、この保険に加入することを原則としています。保険料は本学が負担します。

(2) 生協の加入

大学生協は、寮や食堂、書籍販売など福利厚生事業を取り扱う非営利組織です。生協を利用するには、組合員になる必要があり、出資金 5,000 円を納める必要があります。出資金は、帰国時に全額返金されますので、帰国前に忘れずに生協に申し出てください。

(3) 学生賠償責任保険の加入

他人への賠償と一人暮らして起り得るトラブル(宿舍の水回り設備・調理設備・水による事故など)に備える大学生協の保険です。保険料は 8,500 円/年です。

(4) 在籍確認簿の記入

毎月必ず 10 日までに国際交流課に来て在籍確認のためのサインをしてください。

(2) アルバイトをするとき

アルバイトをして収入を得る場合は、事前に「資格外活動許可」を取得しなければなりません。

アルバイトを予定している人は、入国時に申請してください。入国後は、地方出入国在留管理官署に申請してください。*甲南女子大学における教育・研究などの手伝い(報酬あり)は除く

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00003.html



申請の流れ

- ① 資格外活動申請書に記入する
*出入国在留管理庁ホームページ(上記 URL)よりダウンロードできます
- ② 下記の必要なものを持って住居地を管轄する地方出入国在留管理官署へ行き、申請する
- ③ 特に問題がないと判断された場合は、その場でパスポートに証印シールを貼られ、在留カード裏面に許可の要旨が記載される
- ④ アルバイト開始

必要なもの

- ・資格外活動申請書
- ・在留カード
- ・パスポートまたは在留資格証明書

申請先

住居地を管轄する地方出入国在留管理署
大阪入国管理局神戸支局

*住所などについては、6.(1)を参照

(3) 一時帰国・再入国するとき

夏休みなどを利用して自国に帰る場合は、大学の指導教員の許可を受けることはもちろんですが、国際交流課にも「一時帰国届け」を提出してください。



① みなし再入国許可

有効なパスポートと在留カードがあり、出国後1年以内（在留期間が1年以内に切れる場合は在留期限まで）に日本に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません（みなし再入国許可）。出国時に必ず在留カードを提示してください。「在留カードを後日交付する」と書かれたパスポートでも大丈夫です。また出国カード（EDカード）の「みなし入国許可による出国を希望します」にチェックを入れてください。

出国後1年以内（在留期間が1年以内に切れる場合は在留期限まで）に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

② 再入国許可

有効なパスポートと在留カードがあり、在留期間が1年以上残っていて、出国から1年以上経過したあとに日本に再入国する場合は、出国前に「再入国許可」を取得する必要があります。「再入国許可」を取得せずに出国すると、新たにビザを取得する必要があります。

🍀 必要なもの

- ・再入国許可申請書

<https://www.moj.go.jp/isa/immigration/procedures/16-5.html>



- ・パスポート
- ・在留カード
- ・申請料 4,000 円

🍀 申請先

住居地を管轄する地方出入国在留管理官署、または外国人在留総合インフォメーションセンター（0570-013904）に問い合わせください。

(4) 住所が変わるとき

引っ越しなどで住所が変わったら、必ず国際交流課へ連絡してください。また、引っ越しから14日以内に市・区役所で手続きが必要です。

① 市・区役所での手続き

● 同じ市町村内で引っ越したとき

引っ越した日から14日以内に、住居地の市・区役所で「転居届」の手続きを行います。

● 別の市町村へ引っ越したとき

引っ越した日から14日以内に、引っ越し前の住居地にある市・区役所で「転出届」を出し、その後、新しい住居地の市・区役所で「転入届」の手続きを行います。

🍀 必要なもの

- ・パスポート
- ・在留カード
- ・マイナンバーカードまたは個人番号通知書
- ・転出証明書 ***別の市町村へ引っ越した場合のみ、「転出届」後に発行されます**
- ・マイナ保険証または資格証明書
- ・年金手帳(国民健康保険に加入している場合)
- ・印鑑

② そのほか必要な手続き

銀行の住所変更

該当銀行で手続きをします。必要なものは銀行にお問い合わせください。


郵便局への転居届

郵便物を新住所へ転送するために必要です(転送期間:1年)。以下より確認してください。

<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/>



5. 宿舎について

 大学と協定のある寮

神戸女子学生会館

女性学生専用の寮です。24時間のサポート体制があるため、安心して住むことができます。

詳しくは以下をご覧ください。

<https://kobedeco.jp/>



6. 日本語の授業について

外国人のみなさん向けに日本語授業を開講しています。学部生や日本語能力検定2級以下の学生は、必ず受講してください。外国語科目における卒業に必要な要件を英語4単位必修に替え、日本語(「日本語Ⅰ、Ⅱ」)4単位とすることができます。

外国人留学生対象科目

		授 業 科 目	単 位 (0単位必修)	配 当 年 次	開 講 区 分	文	国 際	人	心	看 り	医 栄
言語・情報科目	総合科目	日本語Ⅰ	2	1		※	※	※	※		
		日本語Ⅱ	2	1		※	※	※	※		
	目的別科目	日本語Ⅲ	2	1～		※	※	※	※		
		日本語Ⅳ	2	1～		※	※	※	※		
		日本語Ⅴ	2	1～		※	※	※	※		
		日本語Ⅵ	2	1～		※	※	※	※		
		日本語Ⅶ	2	2～		※	※	※	※		
		日本語Ⅷ	2	2～		※	※	※	※		



7. 病気・けが・緊急のとき

(1) 病気かなと思ったら・・・

留学中は慣れない環境で体調を崩しやすくなります。「具合が悪いな、病気かな?」と思ったら、無理をしないで早めに病院に行きましょう。

兵庫県医療機関情報システム

<https://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/hyogo/ap/qq/men/pwtpmenuIt01.aspx>



AMDA 国際医療情報センター

電話で言葉の通じる医療機関の紹介のほか、医療通訳を予約することができます。

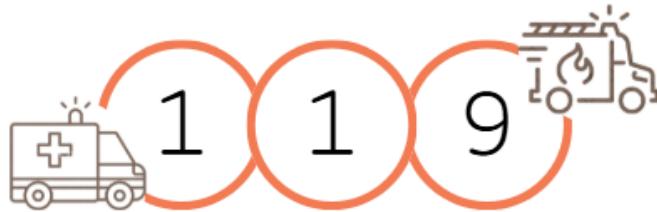
<https://www.amdamedicalcenter.com/>



保健センター（管理棟 1 階西側）

大学内で気分が悪くなったときや、けがをしたときに相談してください。ただし、保健センターは医療機関ではないので、原則として、継続して処置をすることはできません。また、保健センターでは専門医師による「健康相談日」を設けています。健康について相談したいことがあれば、気軽に相談してください。＊年間のスケジュールを保健室前の掲示板上に掲示しています。

(2) 急病やけが・火災のとき




火事で消防車が必要な時や、急病やけがで救急車を呼びたいときは「119」に電話をして以下の5点を伝えてください。

- | |
|---------------------|
| ① 救急 か 火事 どちらか |
| ② 状況（じょうきょう）…どうしたのか |
| ③ 場所（ばしょ）…どこで |
| ④ 名前 |
| ⑤ 電話番号 |

(3) 時間外診療について

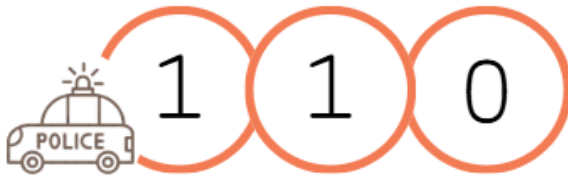
夜間や休日に、診療が必要になった場合は、時間外診療を行っている病院に行きます。
神戸市の場合は、救急安心センターこうべ「#7119」または、こうべ救急医療ネットで調べることができます。

 **こうべ救急医療ネット[Ko+MeT]**

https://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/qq28scripts/kobeh/kobehw/qq28gnkbqqlt1_2009.asp



(4) 緊急のとき



交通事故や犯罪などの被害にあったときは、あわてず、すぐ警察「110」に電話してください。

- | |
|---------------|
| ① 名前 |
| ② 場所（ばしょ）…どこで |
| ③ なにがあったのか |

通話料は無料です。盗難にあったとき、大事なものを失くしたときは、交番や警察署へ行き、「盗難届」、「遺失届」を発行してもらいます。これがないと、後で証明することができません。特に、パスポートや在留カードを失くした場合は、再発行の際にこの証明書が必要です。

(5) 災害が発生したとき

大雨、地震、津波などの自然災害が発生したときに、兵庫県の防災（気象）情報が確認できます。住んでいる場所に避難勧告が出たときは、安全に気を付けて避難しましょう。避難所の開設情報もあります。

多言語防災情報

https://www.city.kobe.lg.jp/a46152/bosai/prevention/tagengo_hasshin.html



兵庫県 C.G.ハザードマップ

<https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/cg-hm/>



8. 生活情報サイト

留学生のみなさんが生活する上で役立つサイトを紹介します。

KICC KOBE Living Guide

神戸での生活情報をまとめたポータルサイトです。生活のルールやマナー、相談窓口などの情報や、地震や大雨などの防災情報が多言語でまとめられています。

https://www.kicc.jp/ja/living_guide



外国人生活支援ポータルサイト

出入国在留管理庁のホームページでは、日本での「生活・就労ガイドブック」を多言語で提供しています。

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



兵庫県国際交流協会

兵庫県に住む外国人の生活支援のための相談窓口がまとめられています。

<https://www.hyogo-ip.or.jp/torikumi/tabunkakyose/madoguchi.html>



9. 卒業後の進路

(1) 日本での就職

大学内のキャリアセンターを活用し、早めに就職活動をスタートしましょう。

また、インターネットから応募する企業も多いので、まずは複数の就職サイトに登録し、就職フェアなどに積極的に足を運ぶことが大切です。

*外国人留学生のための就活ガイド | JASSO より

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/after_study_j/job/_icsFiles/afieldfile/2024/11/20/guide_2026_all.pdf

就職活動の主な流れ

① 自己分析

自分の長所や適性、価値観、将来の夢について、自分に問いかけ整理します。

まずは、将来の理想の姿を思い浮かべ、自身の軸を見つけましょう。

② 業界・企業研究

就職情報サイトや大学のキャリアセンターを活用し業界や企業についての情報を収集します。

また、多くの企業が一度に集まる「合同企業説明会」などがあります。

③ エントリー準備

多くの企業が就職サイトからのエントリーを受け付けています。エントリーに必要な履歴書を作成しましょう。

④ 面接・筆記試験

企業によって、面接の回数や形式（グループディスカッション、ディベート方式など）が異なります。キャリアセンターを利用し、面接の対策や面接時のマナーを習得しましょう。

筆記試験の中には、SPI、一般常識、小論文、Web テストなどがあります。


⑤ 内定

⑥ 在留資格の変更

在留資格「留学」から、就労可能な在留資格への変更が必要です。必要な書類は資格によって異なりますので、確認して申請をしてください。また、申請には1～2か月かかりますので、早めに手続きを行ってください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>

申請先: 地方入国管理局

 留学生向けの就職情報サイト

マイナビ外国人留学生ナビ

<https://job.mynavi.jp/conts/2026/tok/global/?msockid=13b3a86d30a86cb9092abdcc31236d>

マイナビ国際派就職

<http://global.mynavi.jp/index.html>

Global Leader

<https://www.globalleadernavi.com/jobfair>

国際留学生協会

<http://www.ifsa.jp/>

リュウカツ

<https://ryugakusei.com/>

大阪外国人雇用サービスセンター

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/index.html>

〒530-0017

大阪市北区角田町 8-47 阪急グランドビル 16 階

(電話) 06-7709-9465

(開庁時間) 10:00~18:00 (月~金) ※土日祝・年末年始^{へいちよう}は閉庁(やすみ)

(2) 大学院への進学

通常、春と秋の年 2 回募集があります。大学ホームページから募集要項を確認できます。

https://www.konan-wu.ac.jp/admission/exam/manual/#grad_human

(3) 就職活動の継続

卒業までに内定をもらえなかった場合や、引き続き就職活動を続けたい人は、在留資格を「特定活動」に変更することで、就職活動を継続することができます。本学の推薦状が必要ですので、国際交流課まで来てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html>

10. 帰国するとき



留学を終えて帰国するときは、様々な手続きを済ませておく必要があります。
帰国前は忙しくなりますので、解約手続きなどは余裕をもって行うようにしてください。
一般的に必要な手続きは以下のとおりです。参考にしてください。

(1) 生活上の手続き

① 寮・アパートの退去手続き

家主または管理会社に連絡して解約手続きをします。1～2 カ月前に連絡することが一般的ですが、詳しいことは契約書を確認してください。

入居のときに敷金を払った人は、返金があるか、ある場合は返金方法や時期を確認しておきましょう。部屋を返す前にきれいに掃除し、ゴミを出しておきましょう。

② ガス・電気・水道の解約

退去する2週間前に電気、ガス、水道を解約します。オンラインまたは電話で手続きができます。問い合わせ先は、明細書などで確認しましょう。また支払方法がクレジットカードになっているか再度、確認してください。最終月の支払いは帰国後に請求されるので、クレジットカード払いでない場合は、お金を友達に預けて、支払いをお願いする^{ねが}などしておきましょう。

神戸女子学生会館に住む人は、賃料に光熱水費が含まれているので解約手続きは必要ありません。

③ 携帯電話やインターネットの解約

携帯電話やインターネットを契約していた場合は、早めに事業者連絡し解約します。最終月分の請求についても帰国までに支払いをすませてください。精算しないまま帰国すると、日本の法令上の不法行為となり、将来、日本に来る際にトラブルとなる可能性もあります。大学では対応できませんので、必ず帰国前に料金を精算してください。

④ 銀行口座の解約

携帯電話料金や公共料金の引き落とし先に指定されていないことを確認し、該当する銀行窓口で解約手続きを行います。解約に必要なものは該当する銀行に確認してください。

(2) 市・区役所などでの手続き

① 転出届・国民健康保険の脱退

住居のある市・区役所の窓口で「転出届」を届け出ます。帰国する日の14日前から手続きができます。「転出届」の手続きを済ませたら、国民健康保険の脱退手続きを行い、保険料を精算します。



持ちもの

- ・パスポート
- ・在留カード
- ・資格確認書またはマイナ保険証
- ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、個人番号通知書）
- ・出国日が証明できるもの（航空券、e-チケット、航空券手配のメールなど）

② 国民年金脱退一時金請求

国民年金に6か月以上加入した場合、帰国から2年以内に年金返還（脱退一時金）を請求することで、納付した年金の一部が戻って来ます。

詳しくは、日本年金機構ホームページを確認してください。

<https://www.nenkin.go.jp/international/english/lumpsum/lumpsum.html>



③ マイナンバーカードの返納

帰国し、日本に戻る予定のない人は、市・区役所でマイナンバーカードを返納します。

将来的に日本に戻ってくる予定のある人は、その旨を役所で伝えると、窓口でマイナンバーカードに「返納」というスタンプが押されて戻ってきます。次回、来日し、住民登録をするとき、そのマイナンバーカードを新しい住居地の役所に提出してください。

(3) 大学での手続き

① 国際交流課へ帰国日の連絡

帰国日と併せて、帰国後の連絡先(メールアドレス)を国際交流課へ連絡してください。

② 成績証明書や卒業証明書などの交付申請

英文の証明書の発行は7~10営業日かかります(手数料 500 円)。

教務課へ早めに申し込んでおきましょう。

③ 生協の出資金の返金

来日時に生協で支払った出資金は、返金してもらうことができます。帰国前に、学生証と印鑑を持って生協に行き、返金を申し出てください。現金で返してもらうことができます。

④ 学生証の返還

帰国までに学生生活課へ返還してください。

⑤ 奨学金満了手続・最終報告書の提出

学外奨学金をもらっていた人は、国際交流課の指示により奨学金の満了手続や最終報告書を提出してください。

(4) 出国時の手続き

在留カードの返却

空港で出国審査の際に在留カードを入国審査官に返却します。

航空券やパスポートなどと一緒に携帯しておいてください。





対外協力センター 国際交流課

場 所 : 9号館 2階

開室時間: 9:00 ~ 17:00 (月~金)

TEL : 078-413-3284

Email : kokusai@konan-wu.ac.jp